

松江市告示第 225 号

松江市中小企業プロジェクト連携支援事業補助金交付要綱（平成 25 年松江市告示第 146 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
松江市_____プロジェクト連携支援事業補助金交付要綱 (趣旨) 第1条 市の交付する松江市_____プロジェクト連携支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。 (定義) 第2条 略 (1) 略 (2) 企業グループ 市内に事業所を有する製造業を主たる事業として営む中小企業者が幹事となり、かつ、複数の中小企業者等(中小企業者、大学、高等専門学校及び公設試験研究機関をいう。以下同じ。)で構成するグループ(当該中小企業	松江市 中小企業 プロジェクト連携支援事業補助金交付要綱 (趣旨) 第1条 市の交付する松江市 中小企業 プロジェクト連携支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。 (定義) 第2条 略 (1) 略 (2) 企業グループ 市内に事業所を有する製造業を主たる事業で____営む中小企業者が幹事となり、かつ、複数の中小企業者等(中小企業者、大学、高等専門学校及び公設試験研究機関をいう。以下同じ。)で構成するグループ(当該中小企業

者等の会費を主たる財源にしているグループに限る。)をいう。

(3) 略

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市_____プロジェクト 連携支援事業補助金
略	
補助対象経費	補助対象経費は、プロジェクト連携に係る次に掲げるものとし、消費税及び地方消費税の額を除く。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等額の額を控除した額を補助対象経費とする。 (1) 共同受発注 謝金(専門家等謝金)、旅費(社員旅費(年1回、宿泊費を除く。))、専門家等 <u>招聘</u> 旅費)、委託費、会場費(展示会出展費を除く。)、備品使用料、印刷製本費、通信運搬費(郵便代、運送代)、広告宣伝費

者等の会費を主たる財源にしているグループに限る。)をいう。

(3) 略

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助対象者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市 <u>中小企業</u> プロジェクト 連携支援事業補助金
略	
補助対象経費	補助対象経費は、プロジェクト連携に係る次に掲げるもので、消費税及び地方消費税は____除く。ただし、_____他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金額等____を控除した額を補助対象経費とする。 (1) 共同受発注 謝金(専門家等謝金)、旅費(社員旅費(年1回、宿泊費__除く。))、専門家等____旅費)、委託費、会場費(展示会出展費__除く。)、備品使用料、印刷製本費、通信運搬費(郵便代、運送代)、広告宣伝費

	<p>(2) 略</p> <p>(3) 人材育成 謝金（専門家等謝金）、旅費（社員旅費（年1回、宿泊費を除く。）、専門家等招聘旅費）、委託費、会場費、備品使用料、資料購入費</p> <p>(4) 販路開拓 謝金（専門家等謝金）、旅費（社員旅費（年1回、宿泊費を除く。）、専門家等招聘旅費）、委託費、会場費（展示会出展費を除く。）、備品使用料、印刷製本費、通信運搬費（郵便代、運送代（販売用商品輸送費を除く。）、研究費（分析・試験費、商標等権利取得費）、広告宣伝費、消耗品費（試飲試食資材費）、役務費（販売促進員等賃金）</p> <p>(5) 略</p>		<p>(2) 略</p> <p>(3) 人材育成 謝金（専門家等謝金）、旅費（社員旅費（年1回、宿泊費__除く。）、専門家等__旅費）、委託費、会場費、備品使用料、資料購入費</p> <p>(4) 販路開拓 謝金（専門家等謝金）、旅費（社員旅費（年1回、宿泊費__除く。）、専門家等__旅費）、委託費、会場費（展示会出展費__除く。）、備品使用料、印刷製本費、通信運搬費（郵便代、運送代（販売用商品輸送費__除く。）、研究費（分析・試験費、商標等権利取得費）、広告宣伝費、消耗品費（試飲試食資材費）、役務費（販売促進員等賃金）</p> <p>(5) 略</p>
<p>交付の率又は金額</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨て)とし__、50万円を上限とする。<u>ただし、補助金の交付は1年度につき1回限りとし、構成員が同じである補助事</u></p>	<p>交付の率又は金額</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨て)。<u>ただし、50万円を上限とする。同一グループへの補助は、3年を限度とし、同一年度内における補助対象者に</u></p>

	業者への交付は3年を限度とする。
補助事業者の範囲	<p>構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等であって、次に掲げる要件の全てを満たす企業グループとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) 構成員のうち、市内に事業所を有する中小企業者が補助事業の完了時に市税を滞納していないこと。</p> <p>(2) 市外の事業所が中心的に補助事業を実施しないこと。</p>
終期	令和5年3月31日

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 企業グループの概要が分かるもの

(2)・(3) 略

(事業計画書の審査)

第5条 市長は、_____補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る事業計画書の審査を必要に応じて別に定める審

	対する補助は1回_____とする。
補助対象者の範囲	<p>構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で構成する企業グループで、市内に事業所を有する中小企業者の構成員が市税を滞納していないもの。ただし、市外の事業所が中心的に事業を実施する場合を除く。</p>
終期	令和4年3月31日

(交付の申請)

第4条 規則第4条_____に規定する補助金等交付申請書に添付する_____書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画書

(2) 企業グループの概要_____

(3)・(4) 略

(5) その他市長が必要と認める書類

(事業計画書の審査)

第5条 市長は、この要綱による補助金等交付申請があったときは、当該申請に係る事業計画書の審査を必要に応じて別に定める審

査会に依頼することができる。

- 2 市長は、前項の規定により審査を依頼したときは、当該審査の結果を参考に、当該申請に係る事業計画書を採択するか否かを決定し、その結果を審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

(軽微な内容の変更)

第6条 規則第10条第3項に規定する軽微な内容の変更とは、補助金交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は補助対象経費の20パーセント以内の減額の変更とする。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

第8条 略

附 則

1 略

(読替規定)

- 2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第7条第4号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

査会に依頼することができる。

- 2 市長は、前項の規定により審査を依頼したときは、当該審査の結果を参考に、当該申請に係る事業計画書を採択するか否かを決定し、その結果を審査結果通知書により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に添付する_____書類は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

第7条 略

附 則

1 略

(読替規定)

- 2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第6条第4号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。